様式第 22 （第29条関係） （平29経産令15・追加、令元経産令17・一部改正）

表面

種ガス主任技術者免状

第　　号

本籍

氏名

年　　月　　日　生

ガス事業法第26条の規定によりこの免状を交付する。

年　　月　　日

経済産業大臣　　印

裏面

備考

1　甲種ガス主任技術者免状の交付を受けているものが保安の監督をすることができる範囲は、ガス工作物の工事、維持及び運用とする。

2　乙種ガス主任技術者免状の交付を受けているものが保安の監督をすることができる範囲は、次に掲げるものの工事、維持及び運用とする。

イ　最高使用圧力が中圧及び低圧のガス工作物

ロ　最高使用圧力が高圧の液化ガス用貯槽（液化石油ガスを貯蔵するものに限る。）、当該貯槽に係るガス圧縮機及び液化ガス用ポンプ並びに昇圧供給装置（ガスを高圧にして充てんする装置であつて、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいう。）を備えないものに限る。）並びにそれらに係る配管

ハ　最高使用圧力が高圧の移動式ガス発生設備又は小型若しくはユニット型冷凍設備

ニ　イ、ロ及びハ以外のものであつて、特定ガス工作物及び当該特定ガス工作物に係るガス工作物に該当するもの

3　丙種ガス主任技術者免状の交付を受けているものが保安の監督をすることができる範囲は、特定ガス工作物及び当該特定ガス工作物に係るガス工作物の工事、維持及び運用とする。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。